

## 条件付一般競争入札公告共通事項書

### 1 入札参加資格

- (1) 本入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 本工事の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、県の入札参加資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 共同企業体(JV)でないこと。

### 2 入札説明書等の閲覧等

- (1) 建設工事を発注する社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)において、次に掲げる書類(以下「入札説明書等」という。)を公告日から開札日まで閲覧に供する。
  - ① 入札公告の写し
  - ② 条件付一般競争入札公告共通事項書
  - ③ 現場説明書
  - ④ 見積内訳書(※参考様式)
  - ⑤ 入札参加届出書、入札保証誓約書
  - ⑥ 委任状、入札書
  - ⑦ 質疑書(別記様式)
  - ⑧ 設計図(工事図面)
- (2) 入札説明書等は、事業団ホームページ(<https://www.m-sj.or.jp>)に掲載するものとする。

### 3 入札説明書等に関する質疑及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質疑は、入札公告に定める期間に、事業団においてメール([keiei@m-sj.or.jp](mailto:keiei@m-sj.or.jp))で受け付けるものとする。  
なお、質疑書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- (2) 質疑に対する回答は、入札公告に定める日時に、事業団ホームページ(<https://www.m-sj.or.jp>)に掲載することにより行う。

#### 4 入札参加手続き

(1) 入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間に「入札参加届出書」の提出を行うこと。

① 提出場所 事業団事務局

(宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター4階)

② 提出書類 入札参加届出書(別記様式第2号)及び入札保証誓約書(別記様式第3号)

※ 入札参加届出書等の受理については、特段、通知等を行わない。

(2) 入札に当たっては、入札書(別記様式第4号)のみ提出すること。

なお、必要に応じ、委任状(別記様式第5号)を添付すること。

(3) 見積内訳書については、落札候補者のみ、落札候補者決定後直ちに提出すること。

なお、見積内訳書の合計額である工事額(免税事業者にあつては、工事価格の110分の100)は入札額と一致させること。一致しない場合は、原則として当該入札を無効とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 入札金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の要件に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 保証事業会社との間に事業団を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

② 委託した金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

#### 6 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札候補者の決定等

(1) 開札後、予定価格以下で、無効とされた者を除く、最低価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格の設定あり。

(2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者によるくじで落札候補者を定める。

(3) 落札候補者について入札参加者の資格の確認(以下「資格確認」という。)を行った上で、落札者として決定する。

#### 8 再度の入札

(1) 開札の結果、落札候補者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札(以下「再度の入札」という。)を実施する。

(2) 再度の入札の回数は、1回とする。

(3) 当初の入札において、無効とされた者は、再度の入札に参加できない。

(4) 再度の入札においても落札候補者となるべき者がいない場合は、再度の入札における最低価格入札者と個別に協議を行い、最低価格入札者と予定価格の範囲内で契

約することがある。

- (5) 前項の規定による契約においても、「9 入札参加資格確認申請」の規定に準じて資格確認を行った上で、契約の相手方として決定する。
- (6) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした場合は、「10 落札者の決定」の(3)の規定に準じて、通知を行う。

## 9 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第6号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
  - ① 同種工事施工実績調書（別記様式第7号）
  - ② 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第8号）
  - ③ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
  - ④ 経営事項審査結果通知書の写し
  - ⑤ その他入札参加資格を確認するため、事業団の長（以下「理事長」という。）が必要と認める資料
- (2) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は、申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が事業団に持参することにより行う。
- (3) 提出期限以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。ただし、理事長が指示した場合はこの限りではない。
- (4) 提出期限までに申請書等を提出しない場合又は理事長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

## 10 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者が決定した場合にあっては、落札決定通知書（別記様式第9号）を落札者に送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がない場合（「9 入札参加資格確認申請」の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第10号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。
- (4) 落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明した場合においては、当該落札決定を取り消し、落札決定取消通知書（別記様式第11号。以下「取消通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

## 11 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書又は取消通知書を受領した者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して2日以内に理事長に対して書面により入札資格がないとした理由の説明を求めることができる。

- (2) 理事長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に当該説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。
- (3) 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合には、事業団の審査会を経て、入札参加資格がないとした確認通知書又は取消通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする確認通知書により回答する。
- (4) 「12 次順位者の資格確認」の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書(別記様式第12号)により当該他の落札候補者に通知する。

## 12 次順位者の資格確認

- (1) 落札候補者に入札参加資格がない場合、落札者の落札決定を取り消した場合又は入札が無効である場合は、入札参加資格がない者、落札決定を取り消された者又は入札が無効である者(以下「失格者」という。)以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。  
この場合において、同価入札者が2者以上いる場合の当該同価入札者によるくじの実施日時等については、理事長が当該同価入札者に対し通知するものとする。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に「10 落札者の決定」の(3)又は(4)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から「11 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明」の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は「9 入札参加資格確認申請」の(5)に規定する期間を算定するに当たり除くものとする。

## 13 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札
- ④ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ⑤ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑥ 入札書の表記金額、氏名、印影及び重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- ⑦ 連合その他不正の行為があった入札
- ⑧ 落札候補者に提出させる見積内訳書の合計額が入札金額と一致しない入札
- ⑨ 虚偽の申請を行った者のした入札
- ⑩ 入札公告等の規定に違反した者のした入札
- ⑪ 契約の日までに入札参加資格を満たさなかった者の入札

## 14 その他の留意事項

印紙代等、請負契約の締結にかかる諸経費は、受注者の負担とする。